

第二百十一回国会衆議院において採択

された請願の処理経過



第二百十一回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係府省に送付し、関係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

## 記

内閣受理件数

処理案決定件数

第二百十一回国会

四五四件

四五四件



# 所管府省別目次

(第二百十一回国会請願)

一、法務省	一
一、厚生労働省	三

ページ



件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
裁判所の人的・物的充実に関する請願 (第一六二六号) 同(第一六二七号) 同(第一六二八号) 同(第一六二九号) 同(第一六三〇号) 同(第一六三一号) 同(第一七一二号) 同(第一七二三号) 同(第一七四号) 同(第一七五号) 同(第一七六号) 同(第一七七号) 同(第一八〇二号) 同(第一八八一号) 同(第一八八二号) 同(第一九三八号) 同(第一九三九号) 同(第一九四〇号)	法務省	<p>             裁判所においては、裁判事務の合理化や人員配置の見直し等を図ってきたほか、裁判官、裁判所書記官等の増員や、施設の充実に努めてきたところであり、今後も、政府における総人件費改革の趣旨を踏まえつつも、裁判所の特質等を勘案し、司法に対する国民の期待に応えるべく適正な措置を講ずるよう努力がされるものと考えている。           </p> <p>             政府としては、裁判所に本請願の趣旨を伝達するとともに、今後とも、十分に協力してまいりたい。           </p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第二〇五四号) 同(第二〇五五号) 同(第二〇五六号) 同(第二〇五七号) 同(第二〇五八号) 同(第二〇五九号) 同(第二〇六〇号) 同(第二〇六一号) 同(第二〇六二号) 同(第二〇六三号) 同(第二〇六四号) 同(第二〇六五号) 同(第二二五一号) 同(第二二五二号) 同(第二九二四号) 同(第二九二五号) 同(第三〇二六号)		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願（第三二七号）</p> <p>同（第六九九号）</p> <p>同（第七六二号）</p> <p>同（第八三六号）</p> <p>同（第八三七号）</p> <p>同（第九〇三号）</p> <p>同（第九三一号）</p> <p>同（第九六〇号）</p> <p>同（第九六一号）</p> <p>同（第九六二号）</p> <p>同（第九六三号）</p> <p>同（第九六四号）</p> <p>同（第九六五号）</p> <p>同（第九七二号）</p> <p>同（第九七三号）</p> <p>同（第九七五号）</p> <p>同（第九八一号）</p> <p>同（第九九四号）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>一 パーキンソン病に関する研究については、厚生労働科学研究費補助金難治性疾患政策研究事業において、診断基準や診療ガイドラインの作成及び改訂を行い、その普及を図るとともに、疫学研究や生活の質の調査等を行っている。また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の難治性疾患実用化研究事業においては、病態の解明や治療法の開発を目指す研究を実施している。これらの研究事業について、令和五年度予算においても約百億円を計上しており、引き続き、研究開発を推進してまいりたい。</p> <p>二 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）においては、調査研究の推進と特定医療費の助成を一体で進めるといふ難病対策の趣旨を踏まえ、患者数が本邦において一定の人数に達しないことを指定難病の要件の一つとして定めている。</p> <p>指定難病は難病法に基づく特定医療費の助成の対象となるため、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会（以下「指定難病検討委員会」という。）において、難病法の要件への該当性について、客観的かつ科学的な観点から議論が行われているところ、見直しの検討を行う際には、難病法</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同（第一〇一八号） 同（第一〇三七号） 同（第一〇三八号） 同（第一〇六一号） 同（第一二二九号） 同（第一一九六号） 同（第一二四四号） 同（第一二四八号） 同（第一四二九号） 同（第二七四一号）</p>		<p>の国会審議の際の衆議院厚生労働委員会（平成二十六年四月十八日）及び参議院厚生労働委員会（同年五月二十日）の附帯決議において、「指定難病の見直しに当たっては、患者数だけでなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること」とされたこと、難病法の一部改正を含む障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）の国会審議の際の衆議院厚生労働委員会（令和四年十一月十八日）及び参議院厚生労働委員会（同年十二月八日）の附帯決議において、「指定難病及び重症度分類の基準の選定に当たっては、引き続き、医学的見地に基づく日常生活上の困難さも十分考慮すること。また、小児慢性特定疾病について、成人後も切れ目のない治療が可能となるよう指定難病に指定することを検討すること」とされたことを踏まえ、指定難病検討委員会において議論が行われる必要があると考えている。</p> <p>三 特定医療費申請手続については、医療受給者証の指定医療機関の名称の記載方法について、個別の指定医療機関の名称ではなく、「〇〇県の指定医療機関」といった包括的な記載と</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>         することにより、利用する指定医療機関を変更する際の手続を不要とする等、負担軽減を図っている。       </p> <p>         経済的負担の軽減については、医療保険の高額療養費制度により、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにしており、特にパーキンソン病の患者を含む難病患者については、難病法に基づく特定医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。       </p> <p>         また、この特定医療費助成制度については、支給開始時期を、支給認定申請日から指定医が医療費助成の対象となると診断した日に遡ることとする難病法の一部改正を含む障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が、令和四年十二月に公布され、令和五年十月に施行されたところである。       </p> <p>         四 パーキンソン病の患者を含めた難病患者が、どこに暮らしていても適切な医療を受けられるよう、疾病の特性に応じて早期に正しい診断が付き、身近な医療機関で治療を続けられる医療提供体制の整備が必要であると考えている。       </p> <p>         そのため、都道府県が指定する難病診療連携拠点病院や難病診療分野別拠点病院が中心となって、難病医療支援ネット       </p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願（第四二五号） 同（第五〇二号） 同（第五四六号） 同（第五六四号） 同（第五六五号） 同（第五六六号） 同（第六〇〇号） 同（第六〇一号） 同（第六〇二号） 同（第六〇三号） 同（第六〇四号）	厚生労働省	<p>ワークと連携しながら、難病患者に対する相談支援や診療連携、入院調整等を行う体制の整備に取り組んでおり、令和四年四月一日現在の難病診療連携拠点病院は四十五自治体において八十一医療機関、同日現在の難病診療分野別拠点病院は二十五自治体において七十四医療機関が整備されている。今後もこうした取組を積極的に進めてまいりたい。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）への対応については、令和五年五月八日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）上の位置付けが五類感染症に変更されたことに伴い、幅広い医療機関による自律的な通常の医療提供体制への移行に向けて、設備整備等の支援等を通じて、新型コロナに対応する医療機関の維持・拡大を促している。</p> <p>その上で、入院調整についても、原則として、医療機関間で調整が行われる体制に移行することとなるが、円滑な移行のため、都道府県の取組の実情に応じて、当面の間、都道府県に「入院調整本部」等の枠組みを残すことを可能としている。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第六〇五号） 同（第六〇六号） 同（第六〇七号） 同（第六二四号） 同（第六二五号） 同（第六二六号） 同（第六二七号） 同（第六二八号） 同（第六二九号） 同（第六三〇号） 同（第六三一号） 同（第六三二号） 同（第六三三号） 同（第六三四号） 同（第六三五号） 同（第六三六号） 同（第六三七号） 同（第六三八号） 同（第六三九号）		<p>る。</p> <p>透析患者については、都道府県において、関係団体のネットワークなど、入院先の調整等を行うための仕組みが構築されていることから、こうした既存の調整の枠組みへの移行を進めている。</p> <p>引き続き、慢性腎臓病を含む基礎疾患を有する方等の重症化リスクの高い患者に必要な医療が提供されるよう、取り組んでまいりたい。</p> <p>二 腎臓病の早期発見と重症化予防については、政府としては、平成三十年七月に腎疾患対策検討会で取りまとめた「腎疾患対策検討会報告書」に基づき、総合的な腎疾患対策を実施している。</p> <p>具体的には、本報告書において、重症化の徴候がある際に速やかに専門医に紹介し、早期に適切な介入を行うことで重症化を予防できるよう、かかりつけ医から腎臓専門医療機関、糖尿病専門医療機関等への紹介基準を普及すべきであるとされていることを踏まえ、厚生労働科学研究において、医療機関間連携の好事例の把握等をしつつ、当該紹介基準の関係者への普及等に努めている。また、腎臓病の早期発見につ</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第六四〇号） 同（第六四一号） 同（第六四二号） 同（第六四三号） 同（第六四四号） 同（第六四五号） 同（第六四六号） 同（第六四七号） 同（第六四八号） 同（第六四九号） 同（第六五〇号） 同（第六五一号） 同（第六五二号） 同（第六五三号） 同（第六五四号） 同（第六五五号） 同（第六五六号） 同（第六五七号） 同（第六五八号）		<p>ながるよう動画等を用いた効果的な普及啓発資料を作成したほか、慢性腎臓病患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究において、実態調査やエビデンスの収集を進めている。</p> <p>さらに、総合的な腎疾患対策を推進するため、都道府県等における患者等一般向けの講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修の実施等に係る補助事業において、慢性腎臓病に関する正しい知識の普及や対策に必要な人材育成等を引き続き推進するとともに、慢性腎臓病の重症化予防のための診療体制の構築や、多職種連携による療養指導等を行うためのモデル事業を実施している。</p> <p>また、令和五年十月には、「腎疾患対策及び糖尿病対策の推進に関する検討会」において「腎疾患対策検討会報告書（平成三十年七月）に係る取組の中間評価と今後の取組について」を取りまとめたところであり、この内容を踏まえ、引き続き、必要な取組を進めていく。</p> <p>三 介護保険は、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）により要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）であると認められた介護保険の被保険者に対</p>



件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第七二六号） 同（第七二七号） 同（第七二八号） 同（第七二九号） 同（第七三〇号） 同（第七三一号） 同（第七三二号） 同（第七三三号） 同（第七三四号） 同（第七三五号） 同（第七六六号） 同（第七六七号） 同（第七六八号） 同（第七六九号） 同（第七七〇号） 同（第七七一号） 同（第七七二号） 同（第七七五号） 同（第七九六号）		<p>四 地域における移動手段として透析患者が利用できるものの確保については、地域の実情に応じて、地方公共団体等が中心となつて様々な事業が行われているほか、要介護認定等や障害福祉サービスの支給決定を受けた透析患者は、介護保険制度又は障害福祉制度により居宅から医療機関に通院する際の介助等のサービスを受けることが可能である。また、透析患者をはじめ障害を有する等により単独での移動が困難である者については、タクシー・福祉タクシーに加え、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて実施する福祉有償運送も利用できるよう、地域における移動手段の確保に向けた取組を推進してまいりたい。</p> <p>五 災害時における人工透析の提供体制については、「厚生労働省防災業務計画」（平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号）に定めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第七九七号） 同（第八二〇号） 同（第八二一号） 同（第八三八号） 同（第八三九号） 同（第八四〇号） 同（第八五〇号） 同（第八五一号） 同（第八五二号） 同（第八五三号） 同（第八五四号） 同（第八七七号） 同（第八七八号） 同（第八七九号） 同（第八八〇号） 同（第九一六号） 同（第九三二号） 同（第九三三号） 同（第九四二号）		公益社団法人日本透析医学会災害時情報ネットワークシステムの機能強化に対する補助を行い、災害時の透析患者の受入体制の充実を図ったところである。令和五年六月二十九日から大雨による災害等においては、同ネットワークシステムを通じ、国、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会が連携して、人工透析の提供体制の確保に努めたところである。 また、腎疾患政策研究事業において、令和五年度から、災害時や感染症流行下にも対応可能な慢性腎臓病の診療体制の確保等に資する研究を行っている。 引き続き、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会と連携するとともに、腎疾患政策研究事業を通じて得られた知見を踏まえ、災害時の透析患者の受入体制の整備に取り組んでまいりたい。 六 腎臓移植を含めた移植医療の推進については、国民への普及啓発を実施するとともに、令和五年度においても、臓器提供施設の整備及び連携体制の構築のため、臓器提供に関する情報提示の推進や院内マニュアルの整備等及び臓器提供事例の多い施設が当該事例の少ない施設に対して行う研修等

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第九五四号） 同（第九六七号） 同（第九七六号） 同（第九九五号） 同（第一〇一二号） 同（第一〇三九号） 同（第一〇四〇号） 同（第一〇六四号） 同（第一〇六五号） 同（第一〇九一号） 同（第一一三九号） 同（第一二一〇号） 同（第一二二三号） 同（第一二二三号） 同（第一二五四号） 同（第一三〇三号） 同（第一三八一号） 同（第一四三一号） 同（第一四三二号）		<p>の支援を実施している。</p> <p>また、国内における臓器移植の更なる推進のため、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、臓器移植医療対策の在り方について御議論いただき、令和四年三月に、提言が取りまとめられたところである。政府としては、当該提言の内容を踏まえて、国内における臓器移植の更なる推進に向けた施策の充実を図ってまいりたい。</p> <p>再生医療については、令和五年度予算において、実用化に近い臨床研究を重点的に支援する経費等を計上し、研究体制の充実を図っている。</p> <p>再生医療の研究の推進に資するよう、引き続き、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の規定に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいりたい。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一四六二号） 同（第一四八五号） 同（第一五四三号） 同（第一八二〇号） 同（第一八九六号） 同（第二四五三号） 同（第二五四号） 同（第二五九九号） 同（第二八六六号） 同（第二八六七号） 同（第二九五五号） 同（第二九五六号） 同（第二九五七号） 同（第二九五八号） 同（第三〇五〇号） 同（第三一二四号） 同（第三一二五号） 同（第三一二六号）		

<p>件名</p>	<p>全ての世代が安心して暮らせる持続可能な社会保障制度の確立に関する請願 (第九三九号) 同(第一三八四号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 政府としては、給付と負担のバランスを確保しつつ、若年期、壮中年期及び高齢期はもとより、これから生まれる「将来世代」も含む全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することが必要と考えており、これまでも年金、医療、介護、こども・子育て支援など、社会保障全般にわたる改革を進めてきた。</p> <p>また、政府においては、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を達成するため、消費税率の引上げによる増収分を社会保障の充実・安定化に充てるとともに、その重点化・効率化にも取り組んできたところである。</p> <p>さらに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、「全世代型社会保障構築会議」において、「こども・子育て支援の充実」、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」、「医療・介護制度の改革」、「地域共生社会」の実現」といったテーマを中心に議論が行われ、令和四年十二月に報告書が取りまとめられた。同報告書等を踏まえ、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みの導入や、高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の</p>

件名	
主な所管府省	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>見直し等の内容を盛り込んだ全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）が、令和五年五月に成立したところである。こうした取組等を通じ、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度の構築を進めてまいりたい。</p> <p>二 子育て家庭の孤立感や負担の軽減については、産後ケア事業の法定化や乳児家庭全戸訪問事業の実施、保育の受け皿整備等により、子育て世帯の支援に努めてきた。また、令和四年六月には、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や事業の拡充等を内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）が成立したところであり、その円滑な施行に努めるとともに、妊娠から出産・子育てまでの身近な伴走型の相談支援と経済的な支援を一体として実施する事業を実施し、引き続き、子育て世帯への支援を推進してまいりたい。</p> <p>仕事と子育ての両立を支援する環境整備については、事業主に対して育児休業を取得しやすい雇用環境の整備に関する措置を講ずることの義務付けや、常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主に対する、その雇用する労働者の育児</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>休業の取得の状況を公表することの義務付け等を内容とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）が、令和三年六月に成立したところであり、令和四年四月から令和五年四月にかけて順次施行されたところである。引き続き、仕事と子育てを両立できるような職場環境の整備を進めてまいりたい。</p> <p>若者の就労支援については、新規学卒者等の方々に対しては新卒応援ハローワーク、フリーター等の方々に対してはわかものハローワーク等において、担当者制による職業相談等、個々のニーズに即したきめ細かな就職支援を実施しており、引き続き、この取組を推進してまいりたい。</p> <p>また、学生の給付型奨学金や授業料免除の拡充については、令和二年四月より真に支援が必要な低所得者世帯に対して、授業料等の減免措置と給付型奨学金の支給を併せて行う高等教育の修学支援新制度を開始した。これにより、大幅に支援が拡充したところである。さらに、令和六年度より年収六百万円程度までの世帯を対象に、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等への支援を拡大することとし</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>難病・長期慢性疾患・小児慢性特定疾患 対策の総合的な推進に関する請願（第一 二六一号）</p> <p>同（第一二六八号） 同（第一二六九号） 同（第一二七〇号） 同（第一二七一号） 同（第一二七二号） 同（第一二七三号） 同（第一二七四号） 同（第一二七五号） 同（第一二七六号） 同（第一二七七号） 同（第一二七八号） 同（第一二七九号） 同（第一二八〇号） 同（第一二八一号）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>ている。</p> <p>一 難病の原因究明、治療法の早期開発、診断基準の確立等の難病の研究等の推進については、令和五年度予算において、約百億円を計上しており、厚生労働科学研究費補助金等の難病治療政策研究事業及び難病治療実用化研究事業に取り組んでいるほか、難病ゲノム等情報利活用検証事業を行うための経費として、令和四年度第二次補正予算において、約三億円を計上している。引き続き、これらの研究や事業を推進してまいりたい。</p> <p>治療体制の確立については、都道府県において、難病の医療提供体制を整備するための経費について、令和五年度予算において、約五億円を計上しており、令和四年四月一日現在で、難病診療連携拠点病院は四十五自治体において八十一医療機関、同日現在の難病診療分野別拠点病院は二十五自治体において七十四医療機関が整備されている。引き続き、全ての都道府県で地域の実情に応じた医療提供体制が構築されるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一二八二号） 同（第一二八三号） 同（第一二八四号） 同（第一二八五号） 同（第一二八六号） 同（第一二八七号） 同（第一三〇四号） 同（第一三〇五号） 同（第一三〇六号） 同（第一三〇七号） 同（第一三〇八号） 同（第一三〇九号） 同（第一三一〇号） 同（第一三一一号） 同（第一三一二号） 同（第一三一三号） 同（第一三一四号） 同（第一三一五号） 同（第一三一六号）		<p>律第五十号。以下「難病法」という。）第五条に基づく指定難病の対象となる疾病については、難病法施行時の百十疾病から三百三十八疾病まで拡大したところである。引き続き、当該施策の推進に取り組んでまいりたい。</p> <p>二 経済的負担の軽減については、医療保険の高額療養費制度により、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにしており、特に難病患者については、難病法に基づく特定医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>また、創薬等に当たり、難病や長期慢性疾病の患者を含む国民の臨床研究及び治験への参画を推進するため、臨床研究及び治験に関する普及啓発や、臨床研究及び治験の情報に関するデータベースの充実に取り組んでいる。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく障害福祉サービスについては、難病患者等も利用が可能であり、人材の確保及び研修の充実については、難病患者等に対する相談・支援等を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているほか、</p>

件名	同(第一三一七号) 同(第一三一八号) 同(第一三一九号) 同(第一三二〇号) 同(第一三四五号) 同(第一三四六号) 同(第一三四七号) 同(第一三四八号) 同(第一三四九号) 同(第一三五〇号) 同(第一三五一号) 同(第一三五二号) 同(第一三五三号) 同(第一三五四号) 同(第一三五五号) 同(第一三八六号) 同(第一三八七号) 同(第一四三五号) 同(第一四三六号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組むことで、難病患者等の療養生活の質の維持向上を図っている。さらに、難病に係る特定医療費助成制度に関して、ポスターの作成、リーフレットの配布、政府広報等を行っているところであり、これらの取組を通して、難病に対する国民の理解が促進されるよう、引き続き、努めてまいりたい。</p> <p>三 難病患者については、高額療養費制度だけでなく、難病法に基づく特定医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。また、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等についても、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図ることを目的とし、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度により、その家庭の更なる経済的負担の軽減を図るとともに、慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減並びに長期療養をしている児童の自立を図るため、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施している。</p> <p>難病の医療提供体制については、難病の患者に対する医療</p>		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一四三七号） 同（第一四三八号） 同（第一四三九号） 同（第一四六三号） 同（第一四六四号） 同（第一四六五号） 同（第一四六六号） 同（第一四六七号） 同（第一四六八号） 同（第一四六九号） 同（第一四八六号） 同（第一四八七号） 同（第一四八八号） 同（第一四八九号） 同（第一四九〇号） 同（第一四九一号） 同（第一四九二号） 同（第一四九三号） 同（第一五一三号）		<p>等の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第三百七十五号）等を踏まえ、都道府県において地域の実情に応じた難病の医療提供体制を構築するに当たって参考とするための「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」を示している。これも活用しながら、引き続き、難病の医療提供体制の構築に取り組んでまいりたい。また、児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき、小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第四百三十一号）を策定するとともに、小児から成人への移行期医療支援体制を構築するため、平成二十九年十月に都道府県向けの移行期医療に係るガイドを策定している。さらに、令和五年度予算において、都道府県の移行期医療支援体制を整備するための経費として約三千万円を計上しているほか、移行期医療支援体制に関する実態調査等を行うための経費として約四千万円を計上している。今後、慢性的な疾病を抱える児童等の健全な育成に係るこれらの施策を推進してまいりたい。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一五一四号） 同（第一五一五号） 同（第一五四五号） 同（第一五四六号） 同（第一六六七号） 同（第一七四三号） 同（第一七四四号） 同（第一八二一号） 同（第一八九八号） 同（第一八九九号） 同（第二〇一一号） 同（第二〇一二号） 同（第二一五五号） 同（第二一五六号） 同（第二三二四号） 同（第二四六一号） 同（第二四六二号） 同（第二六〇二号） 同（第二六〇三号）		<p>難病患者、慢性疾患の患者及び医療的ケア児を含む障害のある幼児、児童及び生徒に関しては、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の趣旨を踏まえ、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた学びの場を設けるだけでなく、障害のない幼児、児童及び生徒と可能な限り共に過ごすための条件整備を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めている。医療的ケア児が教育を受けるための環境整備については、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）の趣旨を踏まえ、学校において医療的ケアを行う看護師について、医療的ケア看護職員として学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に位置付け、自治体等における配置を促進するとともに、その配置に係る財政支援の拡充を図っている。また、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図ることを目的とした事業を実施している。さらに、特別な支援を必要とする子どもが就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体を支援している。</p> <p>病気療養中等の児童生徒への教育機会の保障について、令</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同(第二六〇四号) 同(第二七五〇号) 同(第二七五一号) 同(第二九六六号) 同(第三〇五一号) 同(第三〇五二号) 同(第三一三〇号)</p>		<p>和五年四月から、従来からの同時双方向型の授業配信を原則とした上で、学校の判断により、事前に収録した授業を児童生徒が視聴したい時間に受講するオンデマンド型の授業配信を可能とする制度改正を行ったほか、オンデマンド型の授業について、効果的な実施方法等の調査研究を実施している。また、学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業にて、長期療養者を含む障害者の学習環境の充実について、ICTを活用したモデルの実践研究や普及等にも取り組んでいる。</p> <p>今後、難病法及び児童福祉法の一部改正についての国会審議の際の衆議院厚生労働委員会(平成二十六年四月十八日)及び参議院厚生労働委員会(同年五月二十日)の附帯決議の趣旨も踏まえつつ、難病や小児慢性特定疾病の児童等に対する医療の一層の充実、教育機会の確保等を図ってまいりたい。</p> <p>四 難病の医療提供体制については、「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」等を踏まえ、現在、都道府県において、医療提供体制の整備を進めているところである。専門医療と地域医療の連携については、難病が疑われながらも診断がつかない</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>かない患者について、患者本人や管内の医療機関からの診療相談に応じる難病診療連携コーディネーターを配置するほか、管内の難病医療に携わる医療従事者に対する研修を実施する難病診療連携拠点病院を整備することでの強化を図っている。</p> <p>医療従事者の需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため、平成二十七年十二月より「医療従事者の需給に関する検討会」を開催してきた。</p> <p>医師の確保については、本検討会に設置された「医師需給分科会」での検討等を踏まえ、これまで医学部定員を臨時的に増員してきており、毎年約三千五百人から四千人増加している一方、今後の医師の増加ペースについては、人口減少に伴い、将来的には供給が需要を上回ると見込まれることも踏まえて検討する必要があるとされた。また、医師の地域・診療科偏在を是正するため、臨床研修や専門研修といった医師養成過程において、都道府県別・診療科別の定員を設定する等、偏在是正の取組を進めるとともに、都道府県において、各地域で必要な医師を確保するための方針・取組等を盛り込んだ「医師確保計画」を策定し、取組を進めているところで</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>ある。こうした取組を通じて、医師の確保及び偏在対策に取り組んでまいりたい。</p> <p>看護師等の確保については、就業者数が、平成二十年に約百四十万人、令和二年に約百七十三万人と増加してきているところである。今後も、医療需要の高まりに対応していくため、就業者数の増加に向け、新規養成と併せて、離職防止や復職支援といった取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、地域における看護職員確保等の課題について、都道府県ナースセンター、地方自治体、病院団体等が連携して取り組む「地域に必要な看護職の確保推進事業」に対し支援を行っている。</p> <p>引き続き、医療機関及び医療従事者に対する支援を通じ、地域の医療提供体制の維持・確保に対応してまいりたい。</p> <p>さらに、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金（医療分）については、令和五年度予算において、約千二十九億円を計上しており、各都道府県における医療従事者等の確保及び養成に資するため、地域の実情に応じて本基金を活用していただくこととしている。</p> <p>難病患者に対するリハビリテーションについては、訪問リ</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>ハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて、特定医療費の支給対象とするともに、在宅の難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な技能を有するホームヘルパーを養成するため、令和五年度予算において、約一千万円を計上し、自治体が実施する研修事業に対して補助を実施している。</p> <p>さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した質の高い在宅医療の確保や、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で中心となって人材育成事業を支えることのできる高度人材の育成等の取組により、在宅医療の提供体制の充実に取り組んでまいりたい。</p> <p>五 障害者雇用率制度については、事業主が社会的な責任を果たすための前提として、事業主がその対象者を雇用できる一定の環境が整っていることや、対象範囲が明確であり、公正性及び一律性が担保されることが必要であることから、現在、当該制度の対象障害者の範囲は身体障害者、知的障害者及び精神障害者とし、その取扱いに当たっては、原則として、障害者手帳の所持者に限っている。</p> <p>他方、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年</p>

件名	
主な所管府省	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>法律第二百二十三号)における「障害者」は、「心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」とされており、難病患者の就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の特性に応じた助言ができる難病患者就職サポートを配置し、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っている。こうした取組を通じて、引き続き、難病患者の特性に応じたきめ細かな支援を行ってまいりたい。</p> <p>なお、障害者手帳を所持していない難病患者の障害者雇用率制度における取扱いは、令和四年六月に労働政策審議会障害者雇用分科会で取りまとめられた意見書において、「個人の状況を踏まえることなく、一律に就労困難性があると認めることは難しい」ことを踏まえ、「雇用率制度における対象障害者の範囲に含めることをただちに行うのではなく、手帳を所持していない者に係る就労の困難性の判断の在り方にかかわる調査・研究等を進め、それらの結果等も参考に、引き続きその取扱いを検討することが適当」とされたことから、引き続き、必要な対応を行ってまいりたい。</p> <p>六 難病患者等の療養生活の質の維持向上を図るため、難病患</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と治療薬開発に関する請願（第一八〇五号） 同（第一八〇六号） 同（第一八〇七号） 同（第一八〇八号） 同（第一八〇九号） 同（第一八一〇号）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>者等に対する必要な情報提供及び地域交流会等の活動に対する支援を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているほか、各都道府県等に設置された難病相談支援センターの活動を支援するため、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組んでいる。</p> <p>今後も、同研修の実施等に取り組むとともに、同センターにおける相談事例等の情報を共有するためのネットワークを活用し、都道府県等と同センターとの連携強化及び相互支援に取り組んでまいりたい。</p> <p>一 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業については、令和三年度当初に制度の見直しを行ったところであるが、今後は、見直し後の助成実績等を踏まえて、必要な対応について検討してまいりたい。</p> <p>二 B型肝炎ウイルスを排除する治療薬の開発と実用化については、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百七十八号）において、今後の取組の方針として、B型肝炎に対する医薬品や治療法の開発等を盛</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一八一一号） 同（第一八一二号） 同（第一八一三号） 同（第一九〇七号） 同（第一九〇八号） 同（第一九〇九号） 同（第一九一〇号） 同（第一九一一号） 同（第二〇二四号） 同（第二〇二五号） 同（第二一六一号） 同（第二一六二号） 同（第二三三〇号） 同（第二三三一号） 同（第二三三二号） 同（第二四七〇号） 同（第二四七一号） 同（第二六二三号） 同（第二六二四号）		<p>り込んでおり、「肝炎研究推進戦略」（令和四年五月二十日肝炎治療戦略会議策定）に基づき、B型肝炎の創薬実用化研究を推進している。</p> <p>これまでB型肝炎の創薬実用化研究において、B型肝炎ウイルスに係る持続感染モデルを用いた治療薬の開発及び新規経口薬を用いた治療法の開発が進められている。</p> <p>引き続き、こうした研究がB型肝炎に対する治療薬の開発や治療法の実用化に結び付くよう、B型肝炎の創薬実用化研究に対する支援を行ってまいりたい。</p>

<p>件名</p>	<p>同(第二七六四号) 同(第二七六五号) 同(第二七六六号) 同(第二九七四号) 同(第三〇六〇号)</p> <p>現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことに関する請願(第二二七五号)</p> <p>同(第二四八八号)</p> <p>同(第二四八九号)</p> <p>同(第二四九〇号)</p> <p>同(第二四九一号)</p> <p>同(第二六三五号)</p> <p>同(第二六三六号)</p> <p>同(第二六三七号)</p> <p>同(第二六三八号)</p> <p>同(第二六三九号)</p> <p>同(第二六四〇号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 政府としては、誰もが生きがいを持ってその能力を最大限発揮することができる社会を創るため、積極的な就労促進、適正な労働条件の確保等に取り組んでいる。</p> <p>働き方改革については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第七十一号。以下「働き方改革推進法」という。)の円滑な施行等に取り組んでおり、引き続き、「働き方改革実行計画」(平成二十九年三月二十八日働き方改革実現会議決定)に基づき着実に実施してまいりたい。</p> <p>就職氷河期世代への支援については、希望する就職ができずに不本意ながら不安定な仕事に就いていたり、無業の状態にある方々の就労支援を推進するため、公共職業安定所を通じた就職支援、地域若者サポートステーションを通じた職業</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同(第二七七七号) 同(第二七七八号) 同(第二七七九号) 同(第二七八〇号) 同(第二七八一号) 同(第二八九七号) 同(第二八九八号) 同(第二九八九号) 同(第二九九〇号) 同(第三〇七三号) 同(第三一三七号) 同(第三一三八号) 同(第三一三九号)</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支える医療、福祉、労働に関する請願(第二二七九号)</p> <p>同(第二二八〇号)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>的自立支援など、政府を挙げて取り組んでいるところである。</p> <p>また、同一労働同一賃金については、働き方改革推進法により、パートタイム労働者、有期雇用労働者及び派遣労働者と、通常の労働者との間の不合理な待遇差を解消するための規定の整備等を行っており、令和二年四月から順次施行されている。さらに、都道府県労働局及び労働基準監督署において、同一労働同一賃金の遵守徹底に向けた取組を行っている。</p> <p>二 都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所については、これまでも定員の合理化に対応しつつも、必要な体制整備に努めてきたところであるが、今後とも行政需要に的確に対応すべく必要な体制整備に努めてまいりたい。</p> <p>一 てんかん診療における地域連携体制については、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(平成二十六年厚生労働省告示第六十五号)において、専門的な診療を行うことができる体制を整備し、てんかんの診</p>

件名	同(第二二八一号) 同(第二二八二号) 同(第二二八三号) 同(第二二八四号) 同(第二二八五号) 同(第二二八六号) 同(第二二八七号) 同(第二二八八号) 同(第二二八九号) 同(第二二九〇号) 同(第二二九一号) 同(第二二九二号) 同(第二二九三号) 同(第二二九四号) 同(第二二九五号) 同(第二二九六号) 同(第二二九七号) 同(第二二九八号) 同(第二二九九号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>療ネットワークを整備する旨を盛り込んでおり、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において、てんかん患者及びその家族が専門的な治療や相談支援を受けられるよう地域診療連携体制を構築するため、てんかん支援拠点病院の整備を順次進めている。</p> <p>また、てんかん治療支援に関する統括機関であるてんかん全国支援センターにおいて、てんかん患者及びその家族等と関係機関との円滑な連絡・調整を担うてんかん診療支援コーディネーターの認定制度の取組を進めている。</p> <p>加えて、令和五年度は障害者総合福祉推進事業費補助金により、てんかん支援拠点病院等における心因性非てんかん性発作等の実態把握を行っており、引き続き、地域におけるてんかんの専門的な診療を行うことができる体制や医療機関間の連携、てんかんの診療ネットワークの整備を進めてまいりたい。</p> <p>二 難治てんかんに関する研究・開発については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、難治性疾患実用化研究事業により、令和三年度から「microRNA病態に基づいたレット症候群の治療薬開発」及び「ドラベ症候群に対する創薬</p>		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第三〇〇号) 同(第三〇一号) 同(第三〇二号) 同(第三〇三号) 同(第三〇四号) 同(第三〇五号) 同(第三〇六号) 同(第三〇七号) 同(第三〇八号) 同(第三〇九号) 同(第三一〇号) 同(第三一〇一号) 同(第三一〇二号) 同(第三一〇三号) 同(第三一〇四号) 同(第三一〇五号) 同(第三一〇六号)		<p>シーズの最適化と動物モデルでのPOC取得」に関する研究を実施する等の取組を行っているところである。引き続き、病態解明や新薬開発に向けた研究の推進など、必要な支援を行うってまいりたい。</p> <p>また、厚生労働大臣が定める国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの中長期目標において、難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等について重点的に取り組むよう定めていることを受け、同センターの令和三年度から令和八年度までの第三期中長期計画においては、重点的に取り組む研究開発として、「難治てんかんなどの難治性・希少性の高い疾患における治療薬の開発並びに標準治療法の確立に向けての研究開発」が挙げられており、難治てんかんに関する複数の研究が行われている。引き続き、難治てんかんの研究を推進するため、同センターに対して必要な支援を行うってまいりたい。</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)における「障害支援区分」の認定に関しては、てんかに罹(り)患している者</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第二五〇七号) 同(第二五〇八号) 同(第二五〇九号) 同(第二五一〇号) 同(第二五一一号) 同(第二五一二号) 同(第二五一三号) 同(第二五一四号) 同(第二五一五号) 同(第二五一六号) 同(第二五一七号) 同(第二五二八号) 同(第二五二九号) 同(第二六五七号) 同(第二六五八号) 同(第二六五九号) 同(第二六六〇号) 同(第二六六一号) 同(第二六六二号)		<p>を含む精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、認定業務に携わる者の資質の向上を図る取組等を行っている。</p> <p>また、障害福祉サービスについては、市町村において、サービスの利用に関する具体的な内容や意向を把握した上で、個々の障害者の状況に応じた支給決定を行うこととなっており、引き続き、その周知に努めてまいりたい。</p> <p>てんかんに関する相談窓口については、精神医療及び精神保健福祉に関する相談に対応する精神保健福祉センター等で、相談指導を行う際に、必要に応じて関係機関の協力を求めることとしており、引き続き、てんかんに罹患している者を含む障害者が地域社会で安心して暮らすことができる体制の整備に取り組んでまいりたい。</p> <p>四 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に基づき、事業主は、雇用の分野における障害者に対する差別が禁止されるとともに、障害者の有する能力の有効な発揮の支障となつていゝ事情を改善するための措置の実施が義務付けられているほか、障害者に対する差別等が行われている場合、必要に応じて厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を行うことができることとされ</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第二六六三号） 同（第二六六四号） 同（第二六六五号） 同（第二六六六号） 同（第二六六七号） 同（第二六六八号） 同（第二六六九号） 同（第二六七〇号） 同（第二七八二号） 同（第二七八三号） 同（第二七八四号） 同（第二七八五号） 同（第二七八六号） 同（第二七八七号） 同（第二七八八号） 同（第二九〇〇号） 同（第二九九一号） 同（第二九九二号） 同（第二九九三号）		<p>ている。</p> <p>引き続き、同法の周知啓発に努めるとともに、同法の規定に違反する事案が認められる場合には、その是正を図ってまいりたい。</p> <p>さらに、てんかんに罹患している者を含む精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者は法定雇用率の算定基礎の対象となつているところ、令和四年十二月に公布された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律において、週所定労働時間が十時間以上二十時間未満の精神障害者については、令和六年四月から特例的に実雇用率の算定対象に加えることとしている。引き続き、公共職業安定所において、障害者がその能力に適合する職業に就けるよう、個々の特性等に応じた就職支援に努めてまいりたい。</p>

<p>件名</p>	<p>同(第三〇七六号) 同(第三〇七七号) 同(第三〇七八号) 同(第三一四一号) 同(第三一四二号)</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願(第二三〇九号)</p> <p>同(第二三一〇号) 同(第二三一一号) 同(第二五二〇号) 同(第二五二一号) 同(第二五二二号) 同(第二七八九号) 同(第二九〇一号) 同(第二九九四号) 同(第二九九五号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>政府としては、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する観点から、公益社団法人日本てんかん協会及び一般社団法人日本てんかん学会が共催する「世界てんかんの日」記念事業や、同協会及び同学会が定める「てんかん月間」に対して後援しており、また、それらの行事において講演などを行っているところである。</p> <p>このほか、精神保健医療福祉の一環として、てんかんについて施策を講じているところであり、平成十六年九月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において掲げた「こころのバリアフリー宣言」や令和四年六月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書等に基づき、精神障害に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。また、平成二十七年からは、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において地域</p>

<p>件名</p>	
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>の医療従事者等への研修や地域住民等への普及啓発を実施している。</p> <p>上記の取組に加え、平成二十六年三月に策定した良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）において、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する旨が規定されていることを踏まえ、「ヘルプマーク」の配布等の各自治体での取組も参考にしつつ、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を進めてまいりたい。</p>